

## 近代機業発展と真宗地帶 — 越前の動向を中心 —

三 上 一 夫

### The Development of the Modern Textile Industry and the Shinshū Sect Areas

Kazuo MIKAMI

As for the development of the textile industry of Fukui prefecture in modern ages of Japan, The historical characters of the Shinshū sect areas seen in Echizen of this prefecture must be studied as far as possible. It is regarded that Shinshū sect priests' speeches, which respect the occupational labor and the worldly life, to the female weavers of the factories stimulated increase of textile products.

In fact, the textile industry of Echizen, the Shinshū sect areas, has shown the speedy increase of products since the latter years of Meiji, different from Ryōmo areas (Gunma・Tochigi prefectures), non-Shinshū sect areas. Therefore, we can recognize the importance of religious education at the factories in modern ages of Japan.

#### 1. 課題

福井県下とりわけ越前地方の農村社会に照明を当てる場合、真宗地帶としての地域性につき、しっかり視点をすえねばならない。そこで、近代の明治後期からめざましく発展する本県の羽二重織物業を検討するさい、まず真宗教義に特徴的な「職業倫理」が、どのように作用するかとの課題意識をふまえて、他の仏教諸宗派とは異なる真宗倫理の特質とその革新性に注目する必要がある。

ついで越前の農村織物業が、中小地主層によって担われる社会経済的な背景や機業経営面の具体的な動向に留意したうえ、真宗倫理の革新性が機業経営者及び機業労働者（女工）の双方に大きな教育力を發揮する点につき、とりわけ女工に対する企業内宗教教育を中心にいささか考察したい。

さらに、同じ機業地帶で著名な北関東の両毛地方（群馬・栃木両県）と比較することにより、越前地方の真宗地帶としての特異性と先進性が検出できるとともに、真宗倫理が「日本近代化」

に果たした歴史的意義の一端を明らかにしたい。

## 2. 真宗倫理の革新性

### (1) 「職業倫理」の特質

実はマックス・ウェバー（Max Weber）の説く経済倫理と宗教倫理とのかかわりについて、「いかなる経済倫理といえども、いまだかつて、宗教だけによって決定されたためしはなかった」としながらも「生活態度が宗教によって規定されるという側面もまた、経済倫理の決定要因のひとつに数えられることも、確かなことである<sup>1)</sup>」（引用文中の傍点は筆者による。以下同じ）と力説する。そこで、こうした宗教倫理が日常の「職業生活」の意識形態にどのように作用するかとの課題意識をふまえながら、真宗教義の「職業倫理」に照明を当てることにする。

まず真宗の開祖親鸞の職業観として、「うみかわにあみをひき、つりをして世をわたるものも、野山にししをかり、鳥をとりて、いのちをつなぐともがらも、あきなゐをし、田畠をつくりてすぐる人も、ただおなじことなり」（『歎異鈔』）と述べる。漁師・獵師・商人・農民は、当時の鎌倉時代にあっては被支配層の職業にはかならないが、これらの職業は前世からの「宿業」によって不可変なものとみなす。そしてこれらの人びとこそ、彼の「悪人正機説」により、その職業の如何を問わずに、最優先的に救われなければならないと説くものとみるべきであろう<sup>2)</sup>。

また「弘安八年親鸞聖人御制禁」（『本願寺文書』）の「商をせんに虚妄をいたし、一文の錢なりともすごしとるべからず、則かへすべし」の条文では、古代仏教が商行為を罪悪視していたのとは異なり、適正な商品と妥当な価格による商行為の必要性を説くものである。漁夫も獵師も往生できるとする真宗教義からすれば当然の論理で、世俗内の商行為尊重の革新的性格をみてとることがができる。

そこで、親鸞より7代を経た蓮如により、門徒層の生活規範面での「世俗内禁欲主義」が強く打ち出され、日常のさまざまな経済行為について、宗教的意義づけのなされたことが注目をひく。蓮如が山科本願寺南殿に隠居していた時分の逸話<sup>3)</sup>にもみるとおり、彼は小商いでさえ、農事や手工業などと同じく、すべて「如来」への「仏恩報謝の業」だと力説する。

また蓮如が「をのれをのれのすがたにて、あきなゐをするものはあきなゐしながら、奉公するものは奉公しながら、さらにそのすがたをあらためずして、不思議の願力を信ずべし。これ當流の勧化一念発起平生業成の儀なり<sup>4)</sup>」と説くところは、職業に従事したまでの「一念発起平生業成」を意味するものであり、真宗信仰の力が職業生活のなかでこそ、積極的に生きて働くというのである。

この点、蓮如の説く「職業倫理」には、いみじくもベラー（R.N. Bellah）が指摘するとおり<sup>5)</sup>、日本の仏教諸宗派のなかでは、最もプロテスタンティズム〈カルヴァニズム〉にみる「使命感」〈召命觀〉に近似した「倫理的性格」を内包するものと考えられる。とりわけ明治期以降の「日本近代化」路線のなかで、「聞名信喜の安心に住しつつ攝取光中に起臥し、報恩の称名とともに職業に励み、他の権利を妨げずおのが義務を尽くし<sup>6)</sup>」（明治9年3月22日、明如消息）て、

いわゆる「職業労働」を義務とする「使命観」が強調される点などは大いに注目されるところである。

## (2) プロテスタンティズムとの対比論

そこで、ヨーロッパ近代市民社会創出の担い手となる社会層に固有な「意識形態」—不斷の禁欲的な「職業労働」を義務とする“倫理的性格”<sup>9)</sup>が検出されるプロテスタンティズムの「職業倫理」との対比論がそ上にのぼることとなる。

ところで問題は、ルッターの「職業倫理」にかかる教説に対するウェバーの批判が、ほぼそのまま真宗の「職業倫理」にも適合するものと考えられる。ウェバーは次のとおり論評する<sup>10)</sup>。

ルッターの場合、職業の概念は結局伝統主義を脱するに至らなかった。職業なるものは神の摂理として人が甘受し、これに「順応すべき」ものである、一こうした色調のかけにあって、職業労働は神から与えられた一つの使命、否むしろ使命そのものだという彼のいま一つの思想は色あせてしまった。しかも正統ルッター派の発展はこの傾向にさらに拍車をかけた。こうしてこの派がもたらした唯一の倫理的収穫はさしあたり消極的なもの、すなわち禁欲的義務によって世俗内的義務を軽視する態度を除去したということだけであり、これと並んで政府への服従と所与の生活態度への順応が説かれていたのであった。(後略)〔傍点は訳者による〕

こうしたウェバーによるルッターの「職業倫理」批判からみて、親鸞や蓮如の説く真宗の「職業倫理」にしても、「職業労働」を義務とする「使命観」が相対的に消極的であり、「所与の生活状態」(die gegebene Lebenslage)への順応だけを視野に収めるという点で、積極的な「職業の選択」を重視するプロテスタンティズムとは峻別すべき筋合のものと考えられる。

しかし、真宗倫理全般とプロテスタンティズムとを比べた場合、真宗倫理の特質として、「信」のみによる他力の救済、呪術の排除、仏の本願の前での平等觀の徹底、「信」をともにする主体的な連帶と結合〔同朋〕などについては、親鸞や蓮如の教説から容易に引き出し得る点で、プロテスタンティズムに類似させ、近づけてみることができる。

このような真宗倫理とプロテスタンティズムとの異同性<sup>9)</sup>については、十分視点をすえねばならないが、明治6年3月の越前3郡下の「護法大一揆」のさい<sup>10)</sup>、教部省の「政教合一」的な国民教化政策に対して、真宗寺院僧侶・門徒層が真っ向から強く反発し、いわゆる「政教分離」「信教自由」を強く主張した点では、他の仏教諸宗派とは著しく異なるものと考えねばならない。そこで、前述の真宗教義の「職業倫理」の革新的性格と機業発展とのかかわりについては、のちに検討することにしたい。

## 3. 中小地主層の機業進出

明治後期の資本主義確立期における地主制の構造として、高率小作料と低賃金との相互規定関係のみられるなかで、福井県下の輸出羽二重生産の急速な発展が、地主層のなかでも主として中小地主層によって担われたことに着目せねばならない。

そこで、全国的にみて羽二重主産地の生産額につき、明治24年（1891）までは群馬県が第1位を占めたのが、翌25年以降になると、福井県が一貫して第1位を独占することになる。また30年代に入ると両毛地方の群馬・栃木両県の後退とは逆に、石川・福島両県の生産額がとみに高まるが、これとて福井県には到底及ばない。こうして全国的に、とりわけ福井・石川の北陸機業県が羽二重産地として勇名を馳せる<sup>11)</sup>。しかも第1表にみるとおり、1戸当たりの機台数・職工数が、明治23年（1890）の4.2台・3.7人から年ごとに漸増し、29年（1896）には5.2台・5.2人となり、さらに34年（1901）で7.1台・7.1人、37年（1904）が6.2台・7.7人と上昇する。まさしくマニュファクチャの優位性<sup>12)</sup>のもとでの順調な展開をみてとることができる。

第1表 福井県機業の発展過程調（明治20～30年代）

年 度	製造戸数	機 台 数		職 工 数		生 产 高	
		総 数	1 戸 当り	総 数	1 戸 当り	疋 数	指 数
明治23	789 戸	3,282 台	4.2 台	2,907 人	3.7 人	87,224 疋	100
24	990	3,765	3.8	4,762	4.8	149,310	171
25	2,626	12,174	4.6	10,970	4.2	397,125	455
26	2,560	12,061	4.7	8,743	3.4	372,099	427
27	2,745	12,519	4.6	11,833	4.3	571,995	656
28	2,946	13,049	4.4	12,173	4.1	645,579	740
29	2,438	12,662	5.2	12,643	5.2	667,544	765
30	2,175	12,021	5.5	12,105	5.6	776,614	890
31	2,256	12,373	5.5	12,699	5.6	868,216	995
32	3,084	16,748	5.4	15,912	5.2	1,048,297	1,202
33	2,834	16,145	5.7	15,845	5.6	1,048,640	1,202
34	2,589	18,174	7.1	18,174	7.1	1,303,033	1,494
35	2,515	18,755	7.5	18,691	7.4	1,208,084	1,385
36	2,415	18,499	7.7	12,254	8.8	1,299,948	1,490
37	2,801	17,370	6.2	21,490	7.7	1,977,511	2,267

注 1) 農商務省工務局「輸出絹織物調査資料」（明治44）〔国立国会図書館所蔵〕174～5頁統計表により作成。

2) 職工数は36年までは女工だけで、37年には男子1,075人が含まれる。

第2表 生産形態別・羽二重機業戸数・機台数調（福井県・明治38～43年）

年 次	工 場		家 内 工 業		織 元		質 織 業		計						
	戸 数	機 台 数	戸 数	機 台 数	戸 数	機 台 数	戸 数	機 台 数	戸 数	機 台 数					
		実 数		%		実 数		実 数		実 数					
明治38	423	7,747	39.8	1,123	10,116	52.0	128	288	1.5	1,039	1,307	6.7	2,713	19,458	100
39	417	8,589	42.3	1,258	8,758	43.2	136	772	3.8	1,818	2,166	10.7	3,629	20,285	100
40	358	7,566	39.8	1,251	8,981	47.3	111	404	2.1	1,695	2,058	10.8	3,415	19,009	100
41	408	8,768	43.7	1,370	9,104	45.4	71	173	0.9	1,623	2,002	9.9	3,472	20,047	100
42	595	11,011	50.0	1,273	7,874	35.8	69	78	0.3	2,262	3,052	13.9	4,199	22,015	100
43	504	9,771	50.5	1,118	6,303	32.6	49	64	0.3	2,887	3,200	16.6	4,558	19,338	100

注：『福井県統計書』（明治38～43）により作成。各年次の機台数は、力織機を含んだ総数である。

第3表-1 桐生（群馬県山田郡）織物業生産形態調（明治38～大正3年）

年次	工 場		家 内 工 場		織 元		貯 織 業		全織機台数に占める割合
	戸数	機台数	戸数	機台数	戸数	機台数	戸 数	機台数	
明治38	39	590	302	898	197	417	3,540	4,203	68.8%
42	41	859	423	1,374	97	280	4,155	5,439	64.4
大正3	62	887	364	1,285	73	—	5,786	8,461	79.6

注 山口和雄編著『日本産業金融史研究』（織物金融篇）〔東京大学出版会 昭和49年〕第6表（360頁）により作成（原本は『群馬県統計書』）。

第3表-2 栃木県足利郡（足利町をふくむ）織物業生産形態調（明治38～43年）

年次	工 場		家 内 工 業		織 元		貯 織 業		機台数 実数 %
	戸 数	機台数	戸 数	機台数	戸 数	機台数	戸 数	機台数	
	33	721	78	2,257	41	3,531	8,533	25,735	79.8
41	41	965	156	674	585	541	8,778	20,216	90.4
43	61	502	173	757	606	300	6,801	26,454	94.4

注 『前掲書』第13表（374頁）により作成（原本は『栃木県統計書』・『栃木県勧業年表』）。

そこで、明治後期から末期にかけての機業場経営の生産形態をみると、第2表のとおり、とりわけ機台数のうえで工場・家内工業の占める比重が圧倒的に高く、逆に貯織業はわずか10%台をかこつだけである。これに対して桐生・足利両機業地は、第3表-1・第3表-2にみるとおり、貯織業の比重がきわめて高く<sup>13)</sup>、したがってこうした分析視角からでも、主として「工場・家内工業」経営という生産形態の近代化を進めた福井県に対して、旧来の伝統的な問屋制前貸制の生産形態の目立つ桐生・足利両地方での停滞性の著しい事情が明確に認められる。

ところで福井県では、福井平野の農村部で福井市に近い坂井郡下の春江・高椋・磯部・丸岡など諸村の機業地主につき、いずれも所有地5町歩以下のものが大半で<sup>14)</sup>、また今立郡下の機業地帯の南中山・北中山・服間・河和田などの諸村にしても、坂井郡とはさらに規模の小さな地主層が、かなり機業経営者のなかに含まれていた。かれらは小作料収入から資金を調達し、小作人家族から労働力を確保することにより、機業経営に割と容易に取り組むことができたのである。

第4表 力織機・職工数・織物生産額調

（福井県・明治37～大正10年）

	力織機台数	力織機台数 総織機台数 %	職工数	生産額
明治37	5	—	31,361	22,814円
39	5	—	27,139	21,954
40	295	1.3	24,548	18,028
42	1,624	8.6	28,592	22,399
44	5,519	23.1	23,700	22,965
大正1	7,182	32.3	20,157	23,835
3	9,385	51.9	15,885	26,514
5	12,676	60.5	18,711	39,418
7	19,401	69.7	24,524	106,801
8	23,661	74.1	27,235	179,249
10	27,152	87.8	22,917	112,255

そこで、機業生産の近代化の指標として、

注：『福井県統計書』により作成。

「力織機率」の進展度を重視する必要がある。第4表の明治37・39両年度にそれぞれ5台の力織機がみられるが、これは県工業試験場のもので、翌40年から民間にはじめて力織機が導入される。同年で295台、全体の1.3%で、その後急速に増加の一途を辿る。そして、大正3年(1914)には51.9%となり、手織機を追い越すことになる。こうして力織機使用工場への転換がどしどし進むなかで、織物生産額も大いに上昇し、県下で筆頭の近代工業に発展するわけである。

実は「動力化」が一応完了する大正8年(1919)につき、越前の嶺北諸郡下機業の生産形態を比較すると、第5表にみるとおり、足羽・丹生・今立・南条の4郡は、とりわけ「貯織業」が機業戸数中に割と大きな割合を占め、問屋制前貸生産関係の根強い存続・展開を物語る。これに対して特に坂井・大

野両郡および福井市では、「工場」・「家内工業」という独立経営者が、かなりの比重をみせている。こうして、第6表の都市別の織物生産額比率からみて、「工場」経営という生産形態の近代化を強力に進めた地域ほど、機業生産の伸びの目立つことがわかる。

しかし、これら工場の経営規模は、総体的に小さなものが多く、第7表のとおり明治38年の福井県下で、職工20人未満が過半を占め、職工30人未満が総機業工場数の80%を越す有様で、100名以上

第5表 郡市別機業生産形態調(福井県・大正8年)

郡市 生産形態	福井	足羽	吉田	坂井	大野	今立	丹生	南条
工 場 ( ) 内は比率	143 % (27.4)	67 % (3.1)	224 % (28.4)	163 % (44.5)	90 % (42.1)	100 % (13.2)	26 % (1.9)	22 % (6.1)
家 内 工 業	155 (29.7)	764 (35.1)	167 (21.2)	198 (54.1)	123 (57.5)	125 (16.5)	40 (2.9)	55 (15.6)
織 元	2 (0.4)	187 (8.6)	3 (0.4)	1 (0.3)	0	11 (1.5)	16 (1.1)	26 (7.2)
貯 織 業	222 (42.6)	1,157 (53.2)	396 (50.2)	4 (1.1)	1 (0.5)	523 (68.9)	1,319 (94.2)	256 (71.0)
機 業 戸 数 合 計	522 (100)	2,175 (100)	790 (100)	366 (100)	214 (100)	759 (100)	1,401 (100)	359 (100)
1戸当たり織機数 ( ) 内は力織 機率	12.8 (83.0)	1.7 (22.7)	5.3 (80.1)	17.3 (90.2)	16.9 (98.4)	5.6 (88.3)	1.5 (9.8)	2.5 (67.6)
1戸当たり職工数 ( ) 内は「工 場」職工の割合	9.7 (77.1)	1.8 (33.1)	4.4 (68.7)	13.3 (83.0)	14.3 (77.5)	4.5 (72.1)	1.3 (19.2)	2.7 (46.2)

注:「福井県統計書」により作成。

第6表 越前郡市別織物生産額比率の推移調(明治22~大正8年)

年代 都市	明治22	24	28	33	38	42	大正3	5	8
	%								
福井市	63.9	57.2	46.2	49.1	43.2	37.9	38.7	36.3	29.1
足羽郡	5.9	19.3	6.5	5.1	6.0	6.5	3.8	2.7	14.7
吉田郡	3.1	6.8	15.4	6.1	13.8	13.7	9.8	7.0	7.6
坂井郡	0.8	0.8	9.8	9.9	9.4	9.9	18.9	16.6	18.0
大野郡	1.1	2.0	5.0	2.9	5.8	6.0	9.7	12.0	13.2
今立郡	8.3	8.1	7.7	8.3	14.1	14.5	11.8	19.4	12.8
丹生郡	3.5	1.4	2.8	3.6	3.2	2.9	1.4	1.2	1.1
南条郡	0.1	3.9	3.4	4.6	4.1	4.1	5.5	4.7	3.8
その他とも	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注:神立春樹『明治期農村織物業の展開』(東京大学出版会、昭和49年)第83表(190頁)による。

第7表 福井県下機業場の規模別工場数調（明治38年）

規 模 別	職工 10～19人	20～29	30～49	50～99	100～199	200～	合 計
工 場 数	260	70	45	16	10	—	401
百 分 比	64.8	17.5	11.2	4.0	2.5	—	100%

注：1) 『福井県統計書』の「工場細別」により作成。

2) 「工場名称」欄の「機業場」と記載した工場だけを対象とした。

の大規模経営はわずか2.5%にすぎず、その傾向は大正期に入っても続くのである。

要は福井県の場合、「賃織業」等の前近代的な生産関係にさほど拘束されにくい農村部での中小地主層が、明治後期から大正期にかけて概して小規模ながらも、競って「工場」制機業への発展的生産形態に取り組んだことは、大いに注目に値する。そこで、以上のような社会経済的な背景のもとで、前述の真宗地帯としての地域性とのかかわりについても、しっかり視点をえる必要がある。福井市はじめ坂井・今立・大野3郡などの農村機業地帯では、機業経営者・機業労働者（女工）の大半が真宗門徒であり、したがって、機業生産の発展と真宗地帯との意外に深い関連性にも十分照明を当てたいのである。

#### 4. 女工の宗教教育

実は前述の真宗教義にみる「職業倫理」の革新性こそ、機業経営者及び機業労働者（女工）の双方に大きな教育力を發揮したものと考えることができる。福井県下の機業場が、明治後期の機業発展期にあたり、真宗教義による女工教育をきわめて活発化させたことを、旧東京高商（現、一橋大学）の『明治33年福井石川両県下機業調査報告』が伝える。<sup>15)</sup> これには京都の大谷派本願寺の法主自らの北陸への懸命な布教活動により、一段と拍車がかけられる。

つまり、福井市内を5部に分け、各部をさらに西・中・東の3部に分割する。そして、それぞれ適当な場所を選んで、毎月1回各部の女工を集めて、法主出席のもとに説教を行った。はじめは昼間に実施したが、「婦女ノ特性トシテ衣服ノ善惡ニ意ヲ用ウルモノアリ、折角ノ説教モ斯クテハ其効少ナカルベシト」のことから、改めて夜間に行った。すると女工たちは毎月の説教を楽しみにして出席する有様であったというのである。

ただ問題は、多数の女工を各機業場から集めるのに支障をきたす向きもあるため、東本願寺側では、さらに「訪問教戒」の方針をとり、福井市内で30台以上の機台を有する経営主より願い出た場合は、その機業場に出向いて説教することにした。時刻は午前8時より9時ごろまでの間で、度数は月1回乃至2回。法主訪問のさい経営主は直ちに女工を機台から離れさせ、就業服のまま1室に集めて待機させる。

説教の内容は、「仏教ヲ基ニシテ述ブルハ勿論ナリト雖、敢テ直接ニ因果応報・地獄極楽等ヲ説クニ非ズシテ、多クハ機織業ニ関スル諸般ノ心得ヲ述べ、併テ間接ニ仏教ヲ説クモノナリト云

フ、故ニ是カ為メ法主ハ常ニ意ヲ用イテ機織ノ事ヲ研究シ居ルト云フ」と述べるが、真宗教義の「職業倫理」＝「職業労働」尊重からみて、女工への宗教〈精神〉教育として、大きな期待がかけられたものと考えたい。

なお東本願寺では、「職工教誨」をまず第一に西陣製織会社の女工を対象に実施することになった経緯を、「密厳教報」(214号)〔明治31年8月25日〕が「京都有名なる西陣製織会社に就職せる女工の10中8・9までは、加賀・能登・越中・越後等出身の者にて何れも仏教國の子女なれば、寄宿舎内各自思ひ思ひの仏像を掲げ、珠数をかけて朝夕礼拝する様の如何にも殊勝なるより、(後略)」毎月2・3回本山から同会社に教誨師を派遣することに決定したと伝えるが<sup>16)</sup>、たしかに、この「職工教誨」を通して、北陸出身の女工の宗教心の篤いことを承知して、福井を皮切りに法主自ら機業場説教に乗り出したとみてよい。

こうして、明治後期から大正期にかけての織物業躍進期に越前地方の機業場のなかには、積極的に地域の真宗寺院僧侶に工場内説教を依頼したり<sup>17)</sup>、工場か食堂に仏壇を設けて、始業や食事のさい女工一同に念仏を唱えさすところも少なくなく、女工の「職業労働」に対する宗教的な教育力の意外に大きいことに着目せねばならない。

いっぽう、隣県の石川県についても、機業場での宗教教育にはことのほか熱意をみせ、前述の旧東京高商の『調査報告』は、「元来北陸ノ地仏教盛ナリ、壯年者ニシテ尚帰依心ノ強キ到底都人士ニ見ルヘカラザルモノアリ、茲ニ於テカ各工場亦説教ノ方法ヲトリ道徳講読ヲナス、此説教ハ毎月一回大谷派別院ノ僧ヲ工場ニ乞フテナスモノナリ、一工場ノ之ガ為メニ要スル費一ヶ年凡ソ10円ナリトゾ<sup>18)</sup>」と記すのが大いに注目をひく。

## 5. 両毛地方との比較論

同じく旧東京高商の調査団が、両毛地方を訪れた調査報告によると、「工女ニハ宗教心全ク欠如ストイフモ可也。某々機業家ノ如キ月一回僧侶ヲ聘シテ、工女ニ宗教上、道徳上ノ説教ヲナサシムト雖モ、工女ハ寧ロ之ヲ喜ハサルカ如シ。(後略)<sup>19)</sup>」との手厳しい評価を加える。

そしてその責任の一半は宗教家にあるとし、「彼等宗教家ハ只御役目的ニ御自身ニモ分ラヌ法話ヲナス也。只々神ノ有難ク仏ノ忝ナキヲ教フル也。彼等工女ノ境遇ニ同情シ其精神的傾向ヲ研究シ、其嗜好ニ応シテ談笑ノ間ニ宗教心、道徳心ヲ吹き込ミ得ル宗教家殆ソトナシトイフテ可ナリ。是レ所謂説教ノ常ニ失敗ニ帰スル一原因ナル可シ」(傍点は原文のまま)と述べるのは、まさしく福井・石川両県との比較によるものと考えたい。しかも福井・石川両県の機業が急速に、群馬・栃木の両毛地方を凌駕する力を示したのも、一つは真宗教義による女工への宗教教育に負うところがはなはだ大きいことを、調査団として明確に意識したものといえよう。

そこで、両毛地方の女工の出身地をみると、同調査団の報告書では、北陸筋が約5割を占め、土地のもの3割5分乃至4割、その他が1割位で、北陸筋が割と多いことがわかる<sup>20)</sup>。しかも、越後・越中を主とし能登・加賀がこれにつぐなど、かれらが幼時から真宗地帯ではぐくまれただけに、前述の「工女ニハ宗教心全ク欠如ストイフモ可也」の叙述はいささか辻つまがあわない気

がする。実は『日本の下層社会』を著わした横山源之助も、当地方の代表的な機業地足利を訪れて、地域住民の宗教的無関心の目立つ点に驚きの目をみはったほどである<sup>21)</sup>。

ところで、両毛地方の宗派別寺院数調〔大正3年（1914）<sup>22)</sup>〕では、真宗寺院が栃木県で総寺院の4.6%，群馬県で1.8%という僅少さであり、足利でも総寺院17寺のうち真宗はわずか2寺にすぎない有様である。こうした非真宗地帯でしかも地域住民の宗教心がいたく欠如する生活環境のもとでは、当地の女工のかなり多数のものが北陸真宗地帯出身ではあっても、かれらの宗教心が順調に育つはずではなく、むしろ著しく枯渇するものと考えたい。要は女工の宗教教育のうえで、北陸地方と両毛地方との余りにも対照的な動向が、機業発展に及ぼす影響については大いに注目する必要がある。

## 6. 総 括

実は、時代が下って昭和10年（1935），福井県工業試験場が、県下機業場のなかでも各種人絹製織工場の作業能率につき、優劣の原因を詳しく調査分析した結果、工場の施設設備・作業形態・職工・工場管理などの調査項目のうち、特に「職工」につき、「能率減退原因の大部分は職工の不在及び気分に關係するところ至大なる<sup>23)</sup>」点を指摘している。

たしかに、職工（女工）の就労状況如何が、機業生産を左右するほどの影響力をみせるだけに、職工の資質向上のためのさまざまな機業内教育が重視されるわけである。そこで越前真宗地帯の場合、概して宗教的関心の低調な両毛地方などとは異なり、とりわけ真宗教義の「職業労働」尊重の「職業倫理」を強調する宗教（精神）教育の実践活動については、明治後期からの福井県下機業生産のめざましい発展過程との関連のうえで、改めて大いに着目したいところである。

## 註

- 1) ウェバー「宗教意識と社会層」（『宗教社会学「序論」』より）〔出口勇蔵編『ウェバー』（平凡社、昭和52年）〕122～3頁。
- 2) 笠原一男『真宗における異端の系譜』（東京大学出版会、昭和37年）15～16頁。
- 3) 「捨遺蓮如上人御一代記聞書」〔『真宗聖教全書』（5）〕611頁。
- 4) 稲葉昌丸編『蓮如上人遺文』（法藏館、昭和12年）50～51頁。
- 5) R. Nベラー著『日本近代化と宗教倫理』（堀一郎・池田昭訳）〔未来社、昭和41年〕で、「真宗は西欧のプロテスタンティズムに対する日本における最も類似性をもつ形態であり、かつ、その倫理はまた、プロテスタントの倫理に最もよく似ているからである」（184頁）と力説するのに深い関心が寄せられる。
- 6) 『真宗聖教全書』（5）70頁。
- 7) 高橋幸八郎『近代社会成立史論』（御茶の水書房、昭和51年）18頁。
- 8) ウェバー「プロテスタンティズムの倫理と資本主義精神」（梶山力・大塚久雄訳）〔尾高邦雄編『ウェバー』『世界の名著』（61）中央公論社、昭和54年〕〕158～9頁。
- 9) 森龍吉「日本における「宗教改革」の特異性」〔高橋幸八郎編『日本近代化の研究』（東京大学出版会、昭和47年）〕は、「必然的に日本における宗教改革が、もっとも典型的にあらわれるべき条件をそなえた真宗においてさえ、近代社会における「政教分離」の原則を、プロテスタントのようには確立しえない結果を生み、教団形成そのものを前近代的、封建的体制におしとどめてしまった」（444頁）と結論づけるが、この点、真宗倫

理に対する代表的な批判的見解とみてよい。

- 10) 小著『明治初年真宗門徒大決起の研究—越前護法大一揆分析—』(思文閣出版, 昭和62年)で, 教部省の教化政策に対して, 越前3郡下真宗門徒層が真っ向から反発した具体的動向を詳細に検考した。
- 11) 小著『日本近代化の研究』(『日本海地域史研究叢書』文献出版, 昭和61年) 86~87頁参照。
- 12) 「マニュファクチャの検出」(『大塚久雄著作集』(5) 資本主義社会の形成II, 岩波書店, 昭和44年)で, 大塚教授は, イギリスの「本来のマニュファクチャ時代」の毛織物工業につき, 「経営数100に対応する雇傭労働者数(雇職人, 従弟その他)が300~400人以上, あるいは一経営あたりの平均雇傭労働者数が3~4人以上であることが史実として実証され得るとすれば, そのばあいには, 「マニュファクチャがすでに支配的となっている」とことはもはや確実に推測しうるといえるのではないか」(傍点は引用文のまま) [194頁]との見解が, 羽二重織物業にも適当するものと考えたい。
- 13) 山口和雄編著『日本産業金融史研究』(織物金融篇)〔東京大学出版会, 昭和49年〕359~76頁参照。
- 14) 関正治・南侃「機業発達期における福井平野の農業」(『北陸農業試験場報告』第7号, 昭和39年)は, 坂井郡下諸村の機業地主の大半が, 5町歩以下の所有規模であることを明らかにしている。
- 15) 『明治33年福井石川両県下機業調査報告』(明治34年, 東京高商三上孝司・出淵勝次)〔国立国会図書館所蔵〕71~2頁。
- 16) 「職工教誨」(『密巣教報』214号, 明治31年8月25日, 密巣教報社)〔国立国会図書館所蔵〕。なお「職工教誨」の記載に統けて, 真宗本派本願寺が, 「教学」拡張のため「布教」「興学」両局のほかに, さらに「教学参議部」を設立した事情につき, 「専ら布教興学の計画に関する事務を掌る所とし, 総裁, 副総裁, 議事, 錄事, 書記を置き, 総裁の権限として, 法主に直隸し, 布教興学の計画に参与し, 又た一切の事務を総理する事と, 布教興学に関する命令及び規定を立案し, 直轄を得て之れを布教執行」するなどの諸条を定めたと報ずるところから, 本派本願寺としても, 布教事業の本格的な立案に乗り出すわけで, このさい東本願寺の場合と同じく, 「工場説教」が日程にのぼったとみてよい。
- 17) 明治後期以降の大谷派本山からの「工場布教」は, 織維関係でも羽二重織物工場に限らず, 製糸・紡績など広範囲に及ぶことが, 『宗報』(大谷大学図書館所蔵)から判明するが, その対象が大規模工場が中心となり, 中小織物工場までには及ばなかったようである。したがって, 越前の中小機業場では, 地域の真宗寺院僧侶が工場説教に当たるのである。この点坂井郡春江村(現春江町千歩寺)の順教寺(本願寺派)中臣徳恵(明治36年生)・憲恵(昭和10年生)住職によると, 当地区で明治後期から大正期にかけて機業生産が活況をみせた時期に, 地区寺院による女工への説教(宗教教育)もさかんに行われたようである。また機業中心地の江留上仏教婦人会には, 機業関係者も数多く加入したため, 婦人会活動を通じて, 真宗倫理が徹底したとも考えられる。因みに順教寺には, 明治6年3月の坂井郡下一揆のさい用いた旗が所蔵されている。
- 18) 前掲『明治33年福井石川両県下機業調査報告』134~5頁。
- 19) 『明治33年両毛地方機織業調査報告書』(明治34年, 東京高商)〔国立国会図書館所蔵〕100頁。
- 20) 前掲『明治33年両毛地方機織業調査報告書』82頁。
- 21) 「一面より観たる足利」(隅谷三喜男編『横山源之助全集』(1), 明治文献, 昭和47年) 441~2頁。
- 22) 内閣統計局編『日本帝国第35統計年鑑』による。
- 23) 福井県工業試験場『人絹製織工場能率調査報告書』(昭和10年9月)〔大阪市立大学附属図書館所蔵〕4頁〔『福井県史』資料編12上・近現代3, 231頁〕。なお調査対象は, 人絹平織物・人絹朱子織物・人絹紋織物・人絹ボイル織の4品種, 調査工場は大(力織機100台程度)・中(同30台程度)・小(同10台程度)の3種各2工場あて, つまり織物1品種につき6工場あて計24工場, 昭和10年5月1日より半月間の調査結果による。